裁判所に対する責任追及訴訟の現状と問題点

星 野 豊

- 1 序――本稿における目的及び課題
- 2 裁判所に対する責任追及の問題点
 - (1) 判決等における認定判断の誤り
 - (2) 財産管理者等に対する監督懈怠
 - (3) 訴訟指揮等における不適切言動
- 3 現行制度の評価と今後の制度設計

1 序――本稿における目的及び課題

近時、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及が、訴訟により行われることが増加している¹。もとより、全ての法律上の責任は、最終的には訴訟により追及されるべきことが現行法体系上予定されており、裁判所あるいは裁判官といえども、国家機構の一部あるいは国家公務員の一種である以上、仮に法的責任が追及される場合には、その手段としては訴訟によることが当然の結果となる筈である。

しかしながら、他の国家機構あるいは公務員に対する責任追及を訴訟で行うことと比較した場合、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及を訴訟によって行おうとする場合には、次の問題点を考えてみる必要がある。

すなわち、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及を行うための訴訟において、裁判所あるいは裁判官の責任の有無に関する判断を下すこととなるのは、現行法上、単独裁判官あるいは裁判官の合議体としての「裁判所」となる筈である。しかしながら、他ならぬ「裁判所」の責任の有無を「裁判所」が適切に判断することができるのか、という点は、現行法制度を離れた抽象的な「裁判」制度一般として考えた場合、かかる局面における裁判所の判断の公平性を無条件で前提とすることができるかについて、多少の躊躇を覚えざるを得ない。このように、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及を、果たして「訴訟」によって行うことが適切であるのか、という点については、現行法体系上他に手段や手続が用意されていないことや、大多数の裁判所あるいは裁判官が信頼に足りる判断を過去に行ってきたことだけでは、少なくとも理論的には十分な説明となっていないものと言わざるを得ず、訴訟による責任追及の必要性と妥当性とを、改めて検討してみる必要があると思われる。

本稿は、以上の問題意識を基に、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及が行われた過去

¹ 但し、このような訴訟のうち相当数のものについては、裁判所あるいは裁判官に責任があると主張する当事者における、独自の見解ないしは世界観に基づくものと評価せざるを得ないものが含まれているため、本稿では、利害関係のない第三者から見て、直観的に裁判所あるいは裁判官の責任が認められる可能性がある事案を、筆者の知り得た範囲の事案から選別している。

の裁判例において生じてきた問題点を分析することを通じて、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及が訴訟により行われることの理論的意義と、今後のあるべき制度設計とについて、考えてみようとするものである。

以下では、これまでの裁判例を、責任追及の理由あるいは原因とされた局面ごとに分析し、かかる訴訟で生じてきた問題点を検討する(2(1)~(3))。そのうえで、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及を訴訟で行う現行制度の意義と問題点とを考察し、今後のあるべき制度設計について私見を述べる(3)。

2 裁判所に対する責任追及の問題点

これまでの裁判例において、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及が行われたものとしては、大別すると、①判決等における認定判断の誤り、②財産管理者等に対する監督懈怠、そして、③訴訟指揮等における不適切言動、が挙げられる。このうち、①については、裁判所あるいは裁判官の有していた専門知識の適切性の問題であり、②については、監督権限行使の適切性の問題であって、共に裁判所あるいは裁判官の職務上の能力の問題と考えることができるが、③については、裁判所あるいは裁判官の能力というよりも、むしろ訴訟その他の局面における公平性に係る一種の人格の問題という、やや異質な性格を含むものである。

(1) 判決等における認定判断の誤り

裁判所あるいは裁判官の責任に関する法律論に関し、過去の最高裁判例として必ず引用対象となるものとして、最判昭和57年3月12日昭和53年(オ)69号民集36巻3号329頁がある²。この事件は、原事件³において裁判所が民事留置権と商事留置権との解釈を混同したことにより誤って敗訴判決を受けた、と主張する当事者が、担当裁判官に故意または過失があったとして国家賠償を求めたものである。なお、同当事者は、同事件においてかかる解釈の混同があったことに気づかず、訴訟代理人もいなかったため、同判決がそのまま確定したとの事情がある。最高裁は、次のとおり判示し、同当事者の請求を棄却した。

「裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによって当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく、責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とすると解するのが相当である。」「したがって、本件において仮に前訴判決に所論のような法令の解釈・適用の誤りがあったとしても、それが上訴による是正の原因となるのは格別、それだけでは未だ特別の事情がある場合にあたるものとすることはできない。」

この最高裁判例は、国家賠償法の解釈の特例として、裁判官が権限の趣旨に明らかに背いて権限を行使したと認められる特別の事情がない限り、裁判所及び裁判官の責任が生ずるこ

² 本判決に対しては、村上敬一・最判解説民事編(昭和57年度)200頁ほか、多数の解説、評釈がある。

³ 大阪地判昭和47年1月21日昭和45年(ワ)1761号。

とはない旨を判示したものであり、その後の裁判例に極めて大きな影響を及ぼしている。一般論として、法律の存在とその解釈については、現実にそのことを知らなかった場合でも、法律上免責されることはないとされているわけであるが⁴、法律の存在とその解釈について、最も正確な知識を有していることを期待される筈の裁判所あるいは裁判官について、特別の事情がない限り法解釈の誤りについて責任追及の対象とならないと判示したことは、直観的に疑問を生じさせるものではある。

しかしながら、裁判所あるいは裁判官による「認定及び判断の誤り」は、その可能性をも含めれば、敗訴した側の当事者が、ほぼ必ずと言ってよい程感ずるものであることが予測されるから、かかる可能性を悉く国家賠償訴訟の対象とすることは、敗訴した当事者に対して、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及訴訟の名を借りた、実質的な再訴の提起を認めることに外ならない。従って、最高裁の判示するとおり、裁判所あるいは裁判官が訴訟の中でした認定判断の誤りについては、上訴制度あるいは再審制度により是正がなされるべきであって5、別途国家賠償請求訴訟を起こすことは、原則として認めるべきでないと考えられる6。

従って、最高裁判例の下で、裁判所あるいは裁判官の責任が追及できる場合とは、あまりにも明らかな認定判断の誤りについて、明確な異議が述べられる等、是正の機会が与えられたにもかかわらず、裁判所あるいは裁判官が当初の誤った認定判断に固執した場合に事実上限られることとなるが、この基準の下で、裁判官の判断に過失があるとして、国家賠償が認められた事案がある。

名古屋地判平成15年5月30日平成10年(ワ)3372号7は、原告である弁護士が、独自に作成した、刑事事件における取調べを受けるに際しての基本的な知識や被疑者あるいは被告人としての心構えを要約した冊子8を、裁判所構内における接見時に被疑者に差し入れたい旨を申し出たところ、担当裁判官が刑事訴訟法及び刑事訴訟規則の解釈を誤り、弁護人以外の者についての接見禁止の効力をそのまま適用して弁護士による冊子の授受を認めず、弁護士から解釈の誤りについて再三指摘されたにもかかわらず、検察官の意見を聴く必要があるとして、なお冊子の授受を許可しなかったことが、責任追及の対象とされたものである。

第1審裁判所は、本件冊子の差し入れを禁止した裁判官の判断には過失があったとして国家賠償10万円を認容し⁹、原告弁護士から控訴を受けた名古屋高判平成15年12月24日平成15年

⁴ 最判昭和24年4月9日昭和23年(れ)775号刑集3巻4号501頁ほか多数。

⁵ もとより、これらの制度は、当該事案に係る判断を他の裁判所ないし裁判官に行わせることにより、当初の裁判所ないし裁判官がした解釈の誤りを、後の裁判所ないし裁判官が是正する筈であるとする、裁判所ないし裁判官一般の有している職務上の能力に対する、強い期待ないし信頼を基盤とするものである。また、この点は、個々の裁判官の独立性がどの程度機能しているかによっても評価が分かれるところであり、一般論としては、個々の裁判官の独立性が強い方が他の裁判所の解釈の誤りを発見しやすいということができるが、かかる独立性の強さは、状況によっては、個々の裁判官が有する能力や情報に事実上の限界があるために、かえって解釈の誤りを誘発する危険性をも有するものであり、どのような制度設計が最も望ましいかは、一概に言えないように思われる。なお、裁判官の独立性によって、かえって裁判所がある意味での情報不足に陥るおそれがある点については、近い将来別稿を以て論ずることを予定している。

⁶ なお、最高裁判例の原事件のように、当事者が解釈の誤りに気付かずに上訴の機会を逃して判断が確定した 場合については、法律の専門家である弁護士に助言や代理を依頼できる制度が存在する以上、当事者自身の判断 能力に起因する問題を殊更考慮する必要はないものと思われる。

⁷ 本件第1審に対する評釈として、樫見由美子・金沢法学47巻1号313頁がある。

⁸ 後に、この冊子は、多くの弁護士に取り入れられ、現在でもいわゆる「被疑者ノート」として広く活用されているとのことである。

⁹ 本稿では、紙幅の関係から第1審判決の判示を直接引用することはしないが、表現としては本文で示した控訴審判決とほとんど同じ判示である。

(ネ) 610号10は、次のように判示して、国家賠償の認容額を30万円に増額した。

「刑訴法81条による接見等の禁止の効力は弁護人等には及ばず、ただ、刑訴規則30条により、裁判所構内において弁護人等が被疑者と接見する場合において、罪証隠滅の恐れがあると認められる場合には書類の授受を禁止することができるにかかわらず、本件裁判官は、刑訴法81条による接見等の禁止の効力が弁護人等にも及ぶと誤解した結果、刑訴規則30条の要件を検討することなく、申立てにより、検察官の意見を聞いた上、接見等の禁止の一部解除をしなければ、控訴人と本件被疑者らとの本件文書の授受は認められない旨を控訴人に告知し、もって、裁判所の構内における控訴人と本件被疑者らとの本件文書の授受についての禁止の裁判をしたものと認められる。」

「接見交通権が自由であることは刑事手続における大原則であるから、弁護人等と被疑者との文書の授受が、接見等の禁止の有無にかかわらず原則として自由であることは、裁判官として当然知っていなければならない最も基本的な事項の一つである。」「また、弁護人等と被疑者との接見交通を刑訴法81条によって禁止することができないことは、法律上、一義的に明白であり、それと異なる解釈の余地はない。」

「しかるに、本件裁判官は、裁判官としてあってはならないともいうべき基本的な法律の適用の誤りを犯したばかりでなく、上記認定事実のとおり、控訴人から何度も法律の適用の誤りを指摘され、これにより何度も再検討の機会が与えられ、かつ、自らが法律の適用を誤っていることは刑訴法の条文を確認することで極めて容易に知ることができたにもかかわらず、しかるべき検討もせず、憲法の保障に由来する重要な権利である接見交通権を不法に制限したもので、その誤りは極めて重大である。|

「特に、弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕後初回の接見及びその際の書類等の授受は、身体を拘束された被疑者にとっては、弁護人を選任するとともに、弁護人から今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言等を得るための最初の機会であって、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されないとする憲法上の保障を無意義にするものであるから、これが速やかに行われることが被疑者の防御の準備及び弁護人の弁護権の行使のために特に重要である。」

「しかるに、本件裁判官は、本件文書を一読し、その授受を禁止する必要がないことを容易にかつ直ちに判断し得たはずであるのに、上記のような極めて重大な法律の適用の誤りに基づき、控訴人に対し、本件文書の授受のためには、接見等の禁止の一部解除が必要であり、その申立てに対しては検察官の意見を聞く必要があるとして、結局、裁判所の構内における控訴人から本件被疑者らへの初回の接見の際の本件文書の授受の機会を失わせたもので、その結果も重大である。」「なお、裁判官による裁判所構内での文書等の授受の禁止の裁判に対しては、特別抗告による不服申立てが可能であるが、弁護人と被疑者との接見等は、合理的期間内に実現しなければ被疑者の権利を守ることができない性質のものであり、一定期間が経過し捜査が進行した後は、その実質的意味がなくなってしまうものといわざるを得ない。」

「したがって、重大な権利侵害をもたらす裁判は、裁判官による良識のある判断とは到底認めることのできない不合理なもので、しかも、判断が誤っていることは明白で、その誤りを是正することは容易であったことを考慮すると、その是正は不服申立てのみによるべきものとすることは相当でないから、本件裁判官は、付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使したものというべきである。」

本件は、解釈の誤りが被告人ないし被疑者の憲法上の権利に直結する基本的な権利に関するものであったことに加え、弁護士からの指摘を受けたにもかかわらず、裁判官が自己の解

¹⁰ 本件控訴審に対する評釈はないようである。

釈に固執して誤りを是正しなかったことから、前記最高裁判例の基準の下においてもなお裁判官に過失があるとして国家賠償が認められたものと考えられ、事案の経過からして妥当な判決であると思われる¹¹。

なお、本件については、提訴から第1審判決まで約5年というかなり長い期間が経過しており、提訴後約2年の間、被告である国側は本件冊子が第三者により作成されたと本件裁判官は信じていたとの主張を展開していたが、その後にかかる主張を撤回して最高裁判例の基準の下では本件裁判官に責任は生じないとの主張に転換したり、証人として出廷した書記官の証言が裁判所から「明らかに不自然」と評価される内容のものであったり、原告弁護士側からの求釈明に国側がほとんど応じなかったり、と様々なことをしたようであり、第1審裁判所が判決中で、かかる国側の訴訟進行に対し、「不自然不合理な主張を維持し、」「不十分かつ不誠実な主張立証態度に終始したといわざるを得ない」と厳しい言葉で断じているのは、かなり印象的である12。

(2) 財産管理者等に対する監督懈怠

財産管理人、あるいは管理権限のない者による各種の横領行為については、かねてから様々な形で社会問題となっているところであるが¹³、近時は、かかる横領が発覚した後に、後見人である弁護士や、後見監督人としての家庭裁判所に対して、責任追及が行われる場合が増加している¹⁴。

大抵の事案では、1年から2年程度という比較的短期間のうちに、財産が100万円単位で不当に費消されたことに対して、後見人あるいは後見監督人が、定期的に預金通帳等の財産管理書類を確認する等により、管理監督を適切に行っていたか否かが、責任追及の判断に際して重視されているようである。従って、かかる管理監督の懈怠に基づく責任については、専門家であると否とを問わず、また、裁判所であると否とを問わず、およそ管理監督に係る権限を有する機関が、その権限の程度と範囲に応じて等しく負うことあるべき責任と考えることができ、前項で最高裁判例が示した裁判所及び裁判官に対する責任追及における特殊な基準は、この局面ではそのままでは適用されないこととなる筈である。実際、後述のとおり、この問題に関して裁判所の責任が認められた裁判例においては、最高裁判例の示した裁判所あるいは裁判官の責任に関する基準は、責任追及を受けた国側からは必ず主張されるものの、裁判所の判断基準としては採用されておらず、前述した財産に係る管理監督権限の行使

¹¹ この控訴審判決に対して、原告弁護士側は、なお憲法論及び損害の認容範囲等を争って上告及び上告受理申立をしたが、最決平成16年6月10日平成16年(オ)557号・平成16年(受)555号は、上告棄却・上告不受理の決定をし、控訴審の判断が確定した。

¹² 但し、このような国側の訴訟進行が、国家賠償認容、あるいは認容額の判断に対して何らかの影響を与えたか否かについては、少なくとも理論的には直接の関係はなく、また、事実上影響を与えたか否かについても、判断できるだけの資料がないため、明らかでないものと言わざるを得ない。

¹³ 著名な小説等においても、後見人や親族により財産を横領されたとの設定は、夏目漱石『こころ』をはじめ、よく見られるところである。

¹⁴ なお、弁護士については、弁護士業務に関する責任保険に加入している場合が少なくないため、かかる訴訟においては、保険会社も実質的な関係者として加わり、極めて複雑な訴訟が展開されることとなる。典型的な事案として、大阪地堺支判平成25年3月14日平成22年(ワ)2795号・平成23年(ワ)1836号、及び、その控訴審である大阪高判平成25年9月25日平成25年(ネ)1265号参照。同事件に対する評釈として、山田敢治・訟月60巻4号738頁、平田厚・リマークス48号70頁、宮下修一・民事判例7号110頁、黒田美亜紀・明治学院大学法律科学研究所年報30号127頁、藤本和也・共済と保険57巻1号22頁、西島良尚・実践成年後見54号69頁がある。

が適切であったか否かによって、結論が左右されていることが窺える。

財産が横領されたことに関する裁判所の責任を認めた最初の事例は、広島高判平成24年2月20日平成22年(ネ)450号¹⁵である。本件の原告は、交通事故により脳挫傷の障害を負い、親族から後見人が選定されたが、後見人とその母とが共に軽度の知的障害であったため、自己の財産と後見人としての管理財産との区別がつかず、大金を委ねられたことから躁状態となって数千万円を自らのために費消してしまう、という事態が生じた¹⁶。新規に選任された後見人からの提訴に対し、第一審である広島地福山支判平成22年9月15日平成21年(ワ)252号¹⁷は、家事審判官にも調査官にも職務上の過失はないとして請求を棄却したが、控訴審は次のように判示し、横領額の一部である約231万円について、後見監督人としての裁判所の責任を認めた¹⁸。

「被控訴人国は、裁判官の独立や上訴制度による是正制度の存在に照らし、裁判官の職務行為に国家賠償法1条1項の違法が認められるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなどその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認められるような「特別の事情」が必要であると主張するが、上記法理は、裁判官が行う争訟の裁判について適用されるものであるところ、家事審判官が職権で行う成年後見人の選任やその後見監督は、審判の形式をもって行われるものの、その性質は後見的な立場から行う行政作用に類するものであって、争訟の裁判とは性質を異にするものであるから、上記主張は採用することができない。」

「担当調査官は、……後見人らに対する面接等の調査により、担当家事審判官に対し、3600万円を超える使途不明金があり、その使途を説明できないことから、これらが後見人らによって私的に費消されたと考えざるを得ない、このまま放置しておけば、被後見人の財産が際限なく減少する危険があるため、早急に手続を進める必要があるとの調査報告をしている。したがって、担当家事審判官は、後見人らが控訴人の預金から多額の金員を横領しており、放置すれば今後も同様の横領が繰り返される可能性が高いことを認識したというべきである。ところが、担当家事審判官は、更なる横領を防止する適切な監督処分……をしなかった。そのため、後見人らは、本件預金口座の通帳、印鑑、キャッシュカードを所持し続け、何の制約も受けずにこれらを行使できたところ、上記面接調査から約1か月半後」までに「反復して控訴人の預金から金員を払い戻してこれらを着服(合計231万円)していたのである。」「なお、担当家事審判官は、……横領発覚から約4か月後、弁護士を2人目の成年後見人に選任しているが、後見人が本件預金口座の通帳、印鑑、キャッシュカードを所持し、横領を繰り返していたのであるから、これは現に行われている横領行為を直ちに防止する有効な処分には当たらないというほかない。後見人らの横領を阻止したのは、弁護士が金融機関に対し控訴人の預金の支払を停止するよう依頼し、……その措置がとられたことによる。そして、担当家事審判官が、後見人を解任したのは、上記措置の後、横領発覚から約7か月も経過した〔後〕のことである。」

「上記事実によれば、後見人らが控訴人の預金から金員を払い戻してこれを着服するという横領を行って いたにもかかわらず、これを認識した担当家事審判官がこれを防止する監督処分をしなかったことは、家事

¹⁵ 本件控訴審に対する評釈として、佐藤唯・訟月59巻3号717頁、村重慶一・戸籍時報705号98頁、藤原正則・実 践成年後見43号93頁がある。

¹⁶ 後見人とその母については、横領罪として刑事事件で実刑を含む有罪判決が下されている。広島地福山支判平成21年3月24日平成18年(わ)392号、広島高判平成21年12月24日平成21年(う)83号。

¹⁷ 本件第1審に対する評釈として、藤原正則・実践成年後見40号92頁がある。

¹⁸ この控訴審の判断は、双方から上告及び上告受理申立が行われず、確定している。

審判官に与えられた権限を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合に当たり、国家賠償法1条1項の 適用上違法になるというべきであり、また、担当家事審判官に過失があったことも明らかである。

また、宮崎地判平成26年10月15日平成25年(ワ)327号¹⁹は、幼少の原告について、単独 親権者であった母が交通事故で死亡したことにより合計約6500万円の賠償金及び保険金が支 払われ、原告の親権を持たない実父と母方の祖母とが後見人の候補となり、家庭裁判所が祖 母を後見人に選任したところ、祖母によって大半が費消された事案に対し²⁰、次のように判 示して、約2500万円の国家賠償を命じた²¹。

「未成年後見の制度の趣旨、目的、後見監督の性質に照らせば、家事審判官による後見監督について、違法な行為として国家賠償法1条1項が適用されるのは、具体的事情の下において、家事審判官に与えられた権限が逸脱されて著しく合理性を欠くと認められる場合、すなわち、家事審判官による後見監督に何らかの不備があったというだけでは足りないものの、家事審判官において、未成年後見人が横領行為を行っていることを認識していたか、横領行為を行っていることを容易に認識し得たにもかかわらず、更なる被害の発生を防止しなかった場合、違法な行為として国家賠償法1条1項が適用されるというべきである。」「被告は、……裁判官の職務行為について国家賠償法1条1項の違法が認められるためには、……「特別の事情」が必要であると主張する」が、「上記の法理は、裁判官が行う争訟の裁判を前提としていて、家事審判官が職権で行う未成年後見人の後見監督は、審判の形式をもって行われるものの、その性質は後見的な立場から行う行政作用に類するもので、争訟の裁判とはその性質を異にするから、上記の法理を家事審判官が行う後見監督に適用することはできない。」

「原告について未成年後見人の選任が申し立てられたのは、原告の単独親権者であった母が突然本件交通事故によって死亡し、原告に多額の保険金が支払われることが予想されたため、原告の後見人を選任して、本件交通事故の示談交渉手続などを進め、今後支払われる保険金を受領することにあったから、原告の未成年後見人は、本件交通事故を原因として原告が取得するであろう多額の保険金を適正に管理することが重要な職務となっていた。そして、このことから、家庭裁判所が未成年後見人に対する監督を行う上で一番重要な点は、原告が受領する保険金の出入を監督する点にあり、家事審判官は、祖母が宮崎家庭裁判所都城支部に未成年者後見人選任の申立てをした……当初から、このことを認識していたと認められる。」「また、原告の未成年後見人に選任された祖母が家庭裁判所に提出する財産目録や収支状況報告書の記載、その裏付けとなる預貯金通帳の記載には特に注意して確認する必要があったといえる。」

「本件自賠責保険金約2400万円が祖母名義の口座に振り込まれたにもかかわらず、祖母は、それを報告せず、担当調査官から何回確認されても「出ていない。」と虚偽の事実を述べていたが、」祖母が裁判所に提出した「本件収支状況報告書には平成20年7月1日から同年12月末日までの記載が全くなく、不完全な報告になっている。また、……本件財産目録には、原告の財産であるはずの保険金が、祖母名義の通帳に入金され

¹⁹ 本判決に対する評釈として、横田光平・自治研究93巻3号134頁、本山敦・月報司法書士515号72頁がある。

²⁰ なお、祖母については、刑事裁判で横領罪として実刑判決が下され、確定している(宮崎地判平成23年6月2日平成22年(わ)286号・平成23年(わ)13号)。

²¹ 本件については、控訴審段階で、国が2000万円を原告に支払うこと等を内容とする和解が成立し、終結するに到った(福岡高裁宮崎支部平成26年(ネ)239号)。なお、この訴訟では同時に、横領した祖母、及び、当該祖母と同居していた原告の叔父に対しても、損害賠償請求が行われており、祖母に対しては擬制自白により請求認容、叔父に対しては祖母の横領について関与がなかったとして請求棄却の判決が下され、共に第1審で確定している(祖母について、宮崎地判平成25年11月20日平成25年(ワ)327号。叔父について、宮崎地判平成26年10月15日平成25年(ワ)327号)。

ていて、明らかに不適切な管理がなされている。加えて……、祖母の解任申立事件(宮崎家裁平成20年(家) 7138号)において、実父の代理人弁護士は、祖母の金銭管理に問題があることを種々主張立証していた。」

「以上のような事情に照らせば、家事審判官は、祖母が本件自賠責保険金は支払われていないと述べていたとしても、……未成年後見人である祖母が原告の財産を横領している可能性を容易に認識し得たと認められる。」「しかるに、家事審判官は、……祖母に通帳の写しの提出を求めたり、祖母に報告させるなどの措置を取らず、また、保険会社の代理人弁護士に保険金請求の進捗状況について照会するなどの方法で、本件自賠責保険金の支払の有無及びその額につき把握する措置を取っていないから、更なる被害を防止する措置を怠ったといわざるを得ない。」「したがって、上記家事審判官の対応は、家事審判官に与えられた権限が逸脱されて著しく合理性を欠くと認められ、国家賠償法1条1項が適用される違法な行為といわざるを得ない」。

上記2件の裁判例では、いずれも、調査官あるいは書記官から多額の使途不明金があるとの報告を受けた家事審判官が、法律上行使可能である監督権限を適切に行使せず、横領の疑いが持たれていた後見人に対して特段の措置を講じなかったことが、責任を肯定される事情となっている。裁判所あるいは裁判官が、必ずしも財産管理の専門家としての能力に長けているとは限らないとすると、財産の管理監督に関してどこまでの範囲で責任を肯定すべきかについては、議論の余地がないわけではないが、少なくとも、上記2件で認定されているとおり、提出された報告書等の記載に明らかに不備が認められる場合について、その事情を調査せずに漫然と放置したことは、責任を肯定される事情として考慮されてしかるべきであろう。もっとも、このような判断基準からすると、仮に後見人等が極めて狡猾であって、書類の外見上から横領の事実が容易に判明しないような対処をしていた場合には、裁判所の責任が肯定される可能性がほとんどなくなることとなるが、かかる結果が果たして妥当であるのか、例えば財産管理の専門家を必ず関与させるような制度設計がむしろ必要ではないのか、という点は、今後問題となる余地が大きいように思われる。

なお、広島高判と宮崎地判との比較を敢えて行うと、宮崎地判では、原告の後見人に選任されなかった実父が、自己を後見人として選任すべき旨の審判や、祖母を後見人から解任すべき旨の審判を数次にわたって申し立てており²²、この事情を裁判所の責任の成否に関してどのように考慮すべきかが問題となる。すなわち、後見人と立場の異なる者からの異議や指摘が再三なされていた事実を以て、裁判所は後見人による横領をより早く発見できた可能性があると考えるべきか、それとも、かかる対立が当初の後見人選任時から事実上継続していたことからして、かかる異議や指摘の信頼性がどこまであるかについて、裁判所として判断することがむしろ難しくなっていたと評価すべきであるかについては、議論が分かれるように思われる。このように、利害関係が複雑に交錯する状況の下で、人的関係のみならず財産管理についてまで適切な権限を行使することは、かなりの困難あるいは支障を伴うおそれが高いと言わざるを得ず、財産管理に関して必ずしも専門家とは言えない裁判所や親族のみが関与する現行制度に、かなり大きな問題が含まれていることは明らかであると考えられる。

²² 宫崎家裁平成19年(家) 7163号、同平成19年(家) 7167号、同平成20年(家) 7138号、同平成20年(家) 8058号、同平成22年(家) 7287号。

(3) 訴訟指揮等における不適切言動

現在までの日本では、裁判所及び裁判官は、社会的に極めて高い信頼を獲得してきたと思われるが、かかる信頼の前提となっている重要な事情の1つは、これまでの裁判所が行ってきた裁判手続等における公平性と妥当性とであると考えて差し支えない 23 。従って、裁判所及び裁判官には、その立場にふさわしい専門的知識と共に、当事者を典型とする裁判関係者のみならず、広く社会全体からの信頼を獲得するに足りる言動を、少なくとも職務上行うことが、強く求められているものと考えられる 24 。そうすると、裁判所あるいは裁判官が、訴訟指揮その他の局面において、公平性や妥当性が疑われるような言動を行った場合に、これを以て「裁判所あるいは裁判官の責任」として追及されるべきか否かは、当然問題となってくる。

長野地飯田支判平成26年1月30日平成24年(ワ)54号25は、口頭弁論時における裁判官の発言に対し、一方当事者が精神的圧迫を受けたとして国家賠償を請求した事案である。別件訴訟である長野地飯田支判平成23年12月8日平成22年(ワ)81号の口頭弁論の途中、裁判官が結審することを前提として他に主張立証がないかを双方当事者に確認した際、別件訴訟の被告であった本件原告が、新たな主張立証を追加したい旨を申し立てたところ、裁判官が、「今更そんな主張をされても困る。今日、結審する予定だった。」「あなたの審理が終わらないので、私は上司から怒られているんだ。いつまで裁判をやっているんだ。私の左遷の話まで出ている。私の将来に影響するかもしれない。」などと怒ったように述べた。もっとも、裁判官は、その後すぐに態度を改め、次回期日を設定したうえで、本件原告に対して次回期日までに主張立証内容を書面で提出するよう指示した。なお、同事件については、同第1審、控訴審(東京高判平成24年5月9日平成24年(ネ)64号)とも、本件原告側が敗訴した。

裁判所は、次のように判示し、3万円の国家賠償を命じた。

「本件発言は、裁判官の訴訟指揮に関するものであるが、……最高裁判例の趣旨に基づいて検討すると、……裁判官は、……弁論終結予定であるにもかかわらず新たな主張をしたい旨述べた原告に対し、……怒ったように本件発言をしたことが認められ、当事者が困惑するような個人的な事情を理由として、当事者の訴訟活動を制限する趣旨の感情的な発言をしたというほかはなく、……裁判官が違法ないし不当な目的を持って裁判を進めているという様子は全くなかったとしても、本件発言の形態・内容に照らして、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があったといわな

²³ もっとも、仮に裁判所が公平でなかったとしても、当事者が裁判所に対して公平性や妥当性を求めていない場合、すなわち、当該事案に勝訴することのみを目的としている場合には、裁判手続の利用が必ずしも減少するわけではない。しかしながら、そのような場合でも、裁判所あるいは裁判官が不公平であったり、判断が妥当でなかったりした場合には、かかる裁判所の判断を遵守すべきとする当事者の感覚は著しく低くなり、最悪の場合、裁判所に対して有形力の行使を含む種々の圧力が加えられかねないことも、また明らかであると言わなければならない。

²⁴ これに対して、職務を離れた私生活上の局面における言動に、どの程度の節度が必要とされるべきかは、議論の分かれるところである。すなわち、裁判官といえども、私生活において不当な制約を受けずに自由に行動することは、国民の権利として保障されている以上、違法ないし不当な言動でない限り、私生活上の行為については原則として問題とすべきでない、との見解が理論上導かれる可能性があるところ、現実には、私生活上の行為や個人としての趣味についても、裁判官に対してはかなり厳しい評価がなされることが珍しくないようである。但し、この点については、裁判官の職務上の公平性や妥当性の問題というよりも、むしろ裁判官が下す判断についての「権威性」が揺らぐおそれがあるか否かという、別次元の考慮が働いてくる可能性があるため、今後のあるべき裁判官像については、なお議論が必要となるものと思われる。

²⁵ 本件第1審に対する評釈はないようである。

ければならない。|

「しかし、……裁判官は、本件発言の後、声のトーンを落とし、普段の態度に戻り、原告の言い分を聞いた上、原告に対し、「じゃ、もう一度、あなたの言われることを出しなさい。」などと述べ、……次回期日には、原告は陳述書 4 通を提出するなどした上で弁論終結となったこと、その後、別件訴訟は、判決が言い渡され、原告が控訴し、控訴審判決が言い渡され、同判決は確定したこと、相手方の代理人弁護士は、本件発言がなかったとしても別件訴訟の判決の結論は変わらず、本件発言と同判決の内容との間には因果関係はないと考えていることが認められるから、以上を総合すると、本件発言により公平な裁判が行われなかったとはいえない。」

これに対して、当事者双方が控訴したところ、控訴審である東京高判平成26年5月29日平成26年(ネ)1183号²⁶は、次のとおり判示し、原判決を取消して原告の請求を棄却した。

「本件発言につき、違法又は不当な目的をもってされたなど訴訟指揮権の趣旨に明らかに背き、あるいはその目的又は範囲を著しく逸脱するなど特別の事情が存するか否かを検討すると、被控訴人の別件訴訟における訴訟対応を戒めようとした趣旨自体は民事訴訟法における適時提出主義の原則や訴訟法律関係における信義誠実の原則に照らして違法又は不当な目的であるということはできず、訴訟指揮権が付与された趣旨に明らかに背いているということはできない。また、その発言内容は、……極めて稚拙で不見識、不謹慎のそしりは免れないけれども、結果として、被控訴人の言い分を改めて聞いた上で、新たな口頭弁論期日を設けて被控訴人の希望どおりの追加立証の機会を与えていることをも併せ考慮すれば、上記のような具体的状況下における訴訟指揮権の行使としてみるときには、訴訟指揮権の目的又は範囲を著しく逸脱する特別の事情があるとまではいえないというべきである。」

本件は、訴訟指揮の途中における裁判官の言動が問題となった事案であり、裁判官といえども感情を持つ人間である以上やむを得ないとの評価と、裁判の公平性を疑わせる不適切な言動は国家賠償の対象とすべきであるとの見解とが、正面から交錯したものである。本件原告は、別件訴訟において訴訟代理人を選任しておらず、裁判官は本件発言があるまでは相当丁寧に本件原告の意向を確認しながら訴訟指揮をしてきたようであるからず、結審する寸前に新たな主張を追加したいと言われ、瞬間的に冷静さを失ったものと見るべきであろう。なお、本件では、本件発言があったか否か自体も事実認定として争われているが、別件訴訟の相手方代理人弁護士が、発言自体は確かにあったと本件において証言をしたため、発言があったこと自体の認定は覆せないものとなったようである。また、本件については、裁判官本人も被告として加えられており、国家賠償法の解釈として、公務員個人については賠償責任を負わないとの判断が下されている。

これに対して、神戸地判平成28年2月23日平成26年(ワ)1738号28は、口頭弁論終結後の

²⁶ 本件控訴審に対する評釈として、林周作・訟月61巻1号39頁がある。

²⁷ 例えば、証人尋問時には、本件原告本人からの質問事項の重要部分について、裁判官自身が尋問を行っており、相手方代理人弁護士と本件原告とで尋問の仕方における巧拙が証人の証言に影響しないよう配慮していたことが窺える。

²⁸ 本件第1審に対する評釈として、薮口康夫・法セミ増刊 (新判例解説 Watch) 21号155頁、上田竹志・法セミ 748号120頁がある。

一方当事者と裁判官との会話について、裁判所の公平性が疑われた事案である。別件訴訟である洲本簡判平成24年7月10日平成23年(ハ)278号において、口頭弁論が終結して本件原告側の代理人弁護士が退廷した後、裁判官が、法廷に残っていた相手方代理人弁護士に対して、消滅時効の主張は行わないのかを尋ね、相手方代理人が主張として成り立たないと考えていると述べたのに対し、自分はそうは思わない旨を述べた。この後、裁判官は、相手方代理人の申立を容れて口頭弁論再開を決定し、一旦事務所に戻っていた本件原告側の代理人を呼び出し、当該再開口頭弁論において、相手方代理人から消滅時効の主張がなされ、結果として本件原告側が敗訴した。この判断に対しては、本件原告側から上訴がなされたが、第1審の判断が上級審でも全て維持された29。

裁判所は、次のとおり判示し、5万円の国家賠償を命じた。

「別件訴訟において、裁判官は、口頭弁論終結時に釈明権の行使が予定されていることは通常なく、本件全証拠によっても、同終結前の対席の場で本件釈明をすることに特段の支障があったとは認められないのに、別紙のとおり、他に主張立証がないことを確認した上で口頭弁論を終結しておきながら、これを受けて原告代理人が退廷したところで、公平性の観点から実務上消極的な考えも多い時効の積極的釈明を、時効利益を受ける被告側に対して行い、その結果、直前まで時効を援用していなかった被告代理人が直ちに援用のための口頭弁論の再開を求め、本件援用に至っているものである。」

「別件訴訟の事案の具体的状況の下で最も直截的な釈明は、原告の主張する継続的不法行為の構成の不明瞭を質す消極的釈明であって、まずは当該消極的釈明を行うか、または、当該消極的釈明及び時効援用の有無を質す積極的釈明を同時に行うことが自然であるにもかかわらず、裁判官が、対席の場で原告に対する消極的釈明をせずに口頭弁論を終結し、原告代理人の退席後、直ちに被告代理人に対する当該積極的釈明を行っていること、しかも、その内容が、訴外会社に有利な結論に直結するものであったこと、さらに、裁判官が、本件釈明後、被告代理人を裁判所に待たせたまま、執務室に戻り、弁論を再開する旨判断し、担当書記官に原告代理人の都合を確認させ、口頭弁論期日を指定していることからすると、客観的にみて、裁判官は、もともと本件釈明を予定して口頭弁論を終結し、本件釈明の結果、訴外会社が別件損害賠償請求権に係る消滅時効の援用をすることとなり、口頭弁論を再開することになることを当初から予定していたとみられてもやむを得ない、そして、客観的に、そのようにみられてもやむを得ない本件釈明の態様は、通常の相手方当事者から、原告主張の評価、すなわち、一方当事者に一方的に肩入れし、同当事者を勝訴させる目的で、原告自身の代理人を退廷させた上、相手方代理人を翻意させて消滅時効を援用させることを意図したとの評価を受けてもやむを得ないものというべきである。|

これに対し、控訴審である大阪高判平成28年8月26日平成28年(ネ)844号³⁰は、次のように判示し、本件原告の訴えを棄却した³¹。

「本件釈明がなされた時期、状況、当事者双方に法律専門家である代理人が選任されていること及び本件

²⁹ 神戸地判平成25年 3 月12日平成24年 (レ) 376号、大阪高判平成25年 9 月27日平成25年 (ツ) 50号、最決平成26年 1 月17日平成25年 (テ) 87号。

³⁰ 本件控訴審に対する評釈はないようである。

³¹ この控訴審判決に対して、本件原告側は上告及び上告受理申立をしたが、最決平成27年1月19日平成28年(オ) 1743号・平成28年(受)2196号は、上告棄却・上告不受理決定を下し、控訴審の判断が確定した。

釈明の内容から、1 審原告において、裁判官が訴外会社に一方的に肩入れし、訴外会社を勝訴させる目的で本件釈明をしたもので、裁判官がもともと本件釈明を予定しながら口頭弁論を終結し、1 審原告代理人がいない場所で本件釈明を行って別件被告代理人を説得して弁論再開の申立てをさせたものとの疑いを持つことは理由のないことではない。|

「しかし、裁判官が当事者ないし訴外会社との間に特別の関係にあったとは認められず、当事者に対して特別な個人的感情を抱いていたとも考え難い。」また、別件訴訟における両当事者の主張内容からすれば、「訴外会社に肩入れするという不当な目的や動機を持たなくとも、事案の相当な解決を重視して、本件釈明をすることはあり得ることであり、」「本件釈明が、訴外会社に一方的に肩入れし、訴外会社を勝訴させるためにされた……と認めることはできない。」

本件は、口頭弁論終結後に行われた裁判官の釈明が問題とされた事案であり、かつ、一方 当事者の代理人がいない場所で釈明が行われた点において、口頭弁論中における公平さを疑 わせる言動以上に、問題となる要素を含んでいる。本件では、第1審、控訴審とも、本件釈 明の内容自体には違法性がないとしつつ、本件釈明が行われた状況について、第1審は違法、 控訴審は違法とは言えない、と判断が分かれているわけであり、直観的に問題があったもの と評価せざるを得ない言動がなされたこと自体は、否定できないように思われる。

ここで重要であるのは、本件における裁判官の言動によって損なわれているものが、当該 裁判官が下した判決の適法性ないし妥当性それ自体ではなく、当該判決までの過程におけ る、裁判所及び裁判官の公平性ないし妥当性に対する「当事者からの信頼」である、という ことである。この点について控訴審判決は、違法不当な目的でなくても本件釈明を行うこと はあり得た旨を強調し、結果として本件釈明が違法でなかったとして原告側の請求を棄却し ているが、本件釈明が行われたような状況が常態化することが、裁判所及び裁判官に対する 当事者からの信頼の維持に関して望ましいとは到底考えられず、第1審のように、本件釈明 自体の合法違法の判断と、本件釈明の状況に関する判断とを、明確に切り離すべきであった と考えられる。

なお、本件においては、裁判官は証人として出廷することも、本人自身の手による陳述書、報告書等を提出することもなく、国が提出した報告書によって、事実認定が行われている。裁判官の言動が問題とされる訴訟において、当該事実について最も詳細を知っていると評価される者が当該裁判官であることは明らかであるにもかかわらず、その言動が違法か否かについて争われている訴訟において、当該裁判官を証人として出廷させることもなく、本人の手になる陳述書も提出させないことについては、当該裁判官の言動に対する信頼の失墜とは別の次元で、裁判所あるいは裁判官に対する、当事者をはじめとする社会全体からの信頼を、別途損なうおそれが懸念されるところである。

他方、岐阜地判平成26年10月29日平成25年(ワ)427号、及びその控訴審である名古屋高 判平成27年12月17日平成26年(ネ)1068号³²は、裁判官が弁護士に対して訴訟外で行った発 言が問題とされた事案である。本件の原告弁護士は、前記(1)で検討した名古屋地判平成 15年5月30日平成10年(ワ)3372号の原告弁護士と同一人物であり、地裁支部長であった本 件裁判官から、かつて選任されていた後見人としての職務内容についての不備を指摘された

³² 本件控訴審に対する評釈として、宮崎繁人・訟月62巻7号1206頁がある。

うえ、被後見人の親族が裁判所や原告に対して苦情を申し立ててきていることを強調され、100万円(後に50万円)の支払を任意で行う旨の即決和解の申立てをしない限り、弁護士懲戒請求の対象となる旨の発言を繰り返し受けたとして、精神的損害に基づく国家賠償を求めた。なお、実際には、被後見人の財産から借財をした者からの回収が困難となっていた事実は、少なくとも裁判官が具体的に指摘した人物については、原告が居所を訪ねて説得したところ、任意の支払がなされたようである。また、本件原告は、一時は弁護士業務に関する責任保険で支払を行うことを前提に保険会社と協議するなどしたが、結局被後見人に対して支払を行うことはなかった。

第1審は、本件裁判官が原告に対して懲戒請求の対象となる等と発言した事実自体が認定できないなどとして、原告の請求を棄却した。これに対して控訴審は、本件裁判官の発言自体については、本件が懲戒相当の事案であったことを、原告本人及び原告の代理人弁護士に対して述べたことを抽象的に認定しつつ、かかる発言は親族の意向を伝えるためであったと判示し、結論として原告からの控訴を棄却した³³。但し、第1審判決と控訴審判決との間に、原告が本件裁判官を刑事告訴していた事案に関する付審判請求についての判断が、岐阜地決平成27年10月9日平成27年(つ)1号³⁴として下されており、当該決定では本件発言について、次のように判示されている。

「本件裁判官が、平成24年10月24日の第2回審問において、親族の発言を受け、「懲戒」に関する発言をし、以降、本件各面談を含む、複数の機会において、本件原告又は本件原告代理人弁護士に対し、「懲戒」の文言に繰り返し言及するとともに、和解金として100万円又は50万円を支払うよう促したことが強く推認される。また、本件裁判官が、親族からの懲戒請求の可能性に言及するにとどまらず、自らの見解として「即懲戒になる。」、「確実に懲戒である。」などと断定的な口調で発言していたかということについては疑問が残るものの、本件原告の受け止めとしては、本件裁判官の発言を受けて、自己に対する懲戒請求を現実的な可能性として認識していたことは明らかであって、本件裁判官の意図するところではなかったにせよ、その「懲戒」に関する発言は、少なくとも、本件原告をして、上記のような印象を抱かせるようなものであったと推認される。」

本件については、本件裁判官の具体的な発言内容自体が立証の過程で必ずしも明らかにされていないため³⁵、本件原告の主張のみを基にして一般論を展開することは、適切であるとは言い難い。しかしながら、裁判官と弁護士とは、法的にはともかく、社会的には判断する側と判断される側であって、かつ、これまで見てきた各種の事案から明らかなとおり、相当明確な違法性がない限り、裁判官の言動についての責任が必ずしも問われない可能性がある現状の下では、両者が対等な立場であることを前提として議論することも、適切とは言い難いように思われる。むしろ、この点については、事実上であれ「強者」の立場にある裁判所あるいは裁判官の側における、言動の自制と適切な配慮を求めることが、他の局面における

³³ 原告は、控訴審判決に対して、上告及び上告受理申立を行ったが、最決平成28年10月11日平成28年(オ) 481号・ 平成28年(受) 605号は、上告棄却・上告不受理決定を下し、控訴審の判断が確定した。

³⁴ 本件決定に対する評釈として、前田雅英・捜査研究786号48頁がある。

³⁵ 本件原告が、当初の局面についてはともかく、それ以降の局面について録音等をすることにより客観的な証拠を確保していれば、本件における事実認定は異なっていた可能性が高いものと思われる。

強者と弱者との利益の均衡に関する議論との比較からしても、妥当であるように思われる。

また、ごく最近の事案として、訴訟手続中の裁判官が、一方当事者の代理人弁護士の提出した主張及び証拠³⁶に対し、「これは事実ではなく単なる主張だから相手方が認めなかったら意味ないんですよ。」「こんな訴訟活動をやっているようでは、先生の将来に不安を覚えますよ。」「まあ、可塑性がないってことですかね。」等と発言したことが、侮辱的発言であるとして当該弁護士から訴えられ、当該裁判官自身が当該弁護士に対して陳謝の意を表明していることを踏まえ、当該裁判官の発言に不適切な部分があったことにつき国が遺憾の意を表し、5万円の和解金を支払ったという、水戸地裁平成28年(ワ)770号がある。この事案についても、前述した神戸地裁の事案と同様の評価が可能であり、民事訴訟が当事者主義を原則とする以上、当事者の訴訟行動が適切でなかったとしても、裁判所あるいは裁判官としては、判断の過程で当該当事者の主張を排斥すれば足りる筈であって、それを超えて当事者あるいは代理人弁護士の能力等に対する評価を含む発言を行うことは、その発言内容自体が評価として的確であるか否かを問わず、裁判所及び裁判官に対する当事者からの信頼を、大きく減殺させるおそれがあるものと言わざるを得ない。

なお、この事案においては、当初原事件について裁判官忌避申立が行われ(水戸地裁土浦支部平成28年(モ)46号)、抗告審において、発言内容が適切であったかについてはともかく、忌避理由としては成り立たないとして却下決定がなされたことから(東京高決平成29年2月10日平成29年(ラ)153号)、当該弁護士自身が原告となって国家賠償請求訴訟を提起したもののようである。弁護士の職責として、依頼者の利益を最大限図ることが必要である以上、自己が侮辱されたか否かを明らかにする国家賠償訴訟よりも、依頼者にとって不公正な判断を行うおそれがあると考える裁判官を原事件から排除するための裁判官忌避申立を先に遂行したことは、高い評価に値するものと考えられる。もっとも、同種の状況が生じた際に、裁判官忌避申立を常に優先させるべきかについては、第1項で検討した、裁判所による解釈の誤りに対して上訴制度、再審制度を原則とすべきことと異なり、裁判官忌避申立が非公開手続で行われること、及び、本件での抗告審決定からも明らかなとおり、裁判官の忌避が認められるための要件は極めて厳重なものと考えざるを得ないことからすれば、裁判所あるいは裁判官の不適切な言動に対して国家賠償訴訟を直ちに提起するか否かは、個々の当事者の判断に委ねられるべきことであると思われる。

3 現行制度の評価と今後の制度設計

これまでの検討からすると、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及を、他の国家機関に対する責任追及と同様に国家賠償訴訟によって行うものとする現行制度には、いくつかの問題点が存在していることが、否定できないように思われる。

第1に、本稿の冒頭で指摘した「裁判所が裁判所を厳正に裁くことができるのか」については、少なくとも現行制度それ自体の中から、説得力のある理由を探すことは難しいものと

³⁶ 不倫関係を理由に損害賠償を原告配偶者から請求された被告配偶者が、夫婦関係は当時既に実質的に破綻していた旨を主張し、その証拠として、原告配偶者宛に提起した離婚訴訟の準備書面等を提出しようとしたもののようである。水戸地裁龍ヶ崎支部平成27年(ワ)245号。

考えざるを得ない。実際、日本の現行法体系における裁判所制度は、裁判所の判断に関する地域的特性ができる限り生じないように、裁判官の人事配置を全国単位で一体的に運用していることを含め、良くも悪くも裁判所組織が国家単位で一元化されている。また、憲法上の制約として、行政機関は終審として裁判を行うことができず、また、現実の問題としても、裁判所に匹敵する能力と組織とを、他の国家機構あるいは私的団体から選定することは、少なくとも現状では不可能と言わざるを得ない。このため、ある裁判所に対する責任追及について判断を下す主体としては、結局のところ、実質的な一方当事者である裁判所自身とならざるを得ない構造となっているわけである。そうすると、本稿で既に指摘したとおり、裁判所が裁判所を適切に裁くことができるか否かについては、そのような現行制度と裁判所組織に対する社会全体からの「信頼」に依存せざるを得ない以上、本稿で検討してきた裁判所あるいは裁判官に対する責任追及のうち、裁判所あるいは裁判官に対する信頼を疑わせる言動についての判断あるいはそのための手続の運用に関しては、場合によっては裁判所あるいは裁判官に対する社会全体からの不信感をさらに増幅させかねないことに、十分注意しなければならないように思われる。

第2に、裁判官が公務員であることから、国家賠償法の解釈として、裁判官個人に対して責任追及ができないとされていることについては、近い将来問題視される可能性があるものと思われる。近年、学校における事故や事件に際して、国公立学校の教員に対しては、かなり高い確率で教員個人に対しても責任追及の訴訟が並行して提起されるようになっており、かつ、教員に過失があると国家賠償訴訟において判断された場合には、当該訴訟において仮に教員個人の責任が国家賠償法の解釈として否定された場合でも、当該教員を任用する国または公共団体に対して、当該教員に求償権を行使すべき旨の住民訴訟が提起されるようになっている³7。この教員に対する個人責任を認めるべきであるとの立論は、要するに、教員は一般的な公務員と異なり、職務の遂行に際して、各種の「評価」「判断」を含む広い裁量を有していることを前提とするものであり、かかる前提は、職務として「認定」「判断」を行う裁判官に対しても同様に、あるいは教員以上に、妥当する可能性が高いものと考えられるから、公務員個人の責任に関する国家賠償法の解釈の基盤と妥当性の範囲とについて、裁判官の個人責任の有無に関する議論との関連性を念頭に置いたうえで、改めて検討していくことが必要である。

第3に、前記第1の点と実質的に関連することとして、裁判所あるいは裁判官に対する責任追及が行われる訴訟の中で、裁判官を証人として出廷させることが基本的に行われない現状の運用については、裁判所あるいは裁判官に対する社会全体からの不信感をさらに増幅させる可能性があることを、指摘しておく必要があるであろう。裁判所が証人として申請された者を全て尋問する必要がないこと、及び、他の証拠によって認定判断が十分可能である場合には証人尋問自体を行う必要がないこと自体は、裁判の早期終結を含む訴訟経済の観点からして合理的であることが明らかであある。しかしながら、責任追及をされている裁判官自身が事実関係を全て認めている場合であれば格別、裁判官及び裁判所が責任追及の対象とさ

³⁷ 部活動の顧問教諭が生徒の熱中症を見落としたために生徒が死亡した事案について、教員に対する求償権行使を命じた事案として、大分地判平成28年12月22日平成27年(行ウ)6号、及び、その控訴審である福岡高判平成29年10月2日平成29年(行コ)6号・平成29年(行コ)24号がある(控訴審で確定)。同事件に対する評釈として、吉田勝光・月刊高校教育50巻10号90頁がある。

れている事実自体を争っている事案においては、当該事案について最も詳細な事実を述べるべき立場にある者が当該裁判官であることも、また明らかであると思われる。そもそも、裁判所あるいは裁判官の責任を認めるためには特別の事情が必要であるとした最高裁判例は、裁判所あるいは裁判官の責任の成否について判示しているものであり、かかる判断基準の下であれば、裁判官を証人として出廷させ、事態の真相を可能な限り明らかにする必要性はむしろ高くなる筈である。また、裁判官が証人として出廷すること自体によって、裁判所あるいは裁判官に対する社会全体からの信頼が損われることは、理論上も実務上もあり得ないように思われる一方、事実関係を明らかにするための証人を明確な理由なく出廷させない運用が行われることは、かえって、裁判所あるいは裁判官の言動に違法あるいは不当なものが含まれていたのではないかとする、社会全体からの漠然とした不信感を増幅させてしまう結果となるものと思われる。

以上を要するに、現在では、裁判所あるいは裁判官といえども、法的な責任追及の局面においては「聖域」でなくなっていることが明らかである。また、裁判所及び裁判官に対する当事者からの信頼が損なわれている可能性が背景事実として存在する事案が増加している状況において、裁判所及び裁判官に対する社会全体からの信頼関係が絶対的に確保されていることを前提とする現行制度の運用がいつまで維持できるかについては、やや不透明と評価せざるを得ない。従って、裁判所以外の機関あるいは組織に対して裁判所を裁く機能を制度として設計すべきであるとまでは現時点で断言できないものの、裁判所あるいは裁判官の負うべき責任を、裁判所自身がどこまで訴訟の中で厳格に追及できるかについて、改めて検討する必要性は、極めて高いものと言うべきである。その際、当事者をはじめとする社会全体からの裁判所あるいは裁判官に対する信頼の程度と質とをどのように確保すべきかについても、重要な検討課題となるものと考えられる。

(了)

(筑波大学准教授)